徳島県開発審査会運営規定第５条第１項ただし書きの規定により非公開審議に該当する議決について

（平成２２年７月２８日
徳島県開発審査会議決）

次の審議は、徳島県情報公開条例第８条各号に該当すると認められる情報を含むため、会議を公開しないこととする。

一　都市計画法第３４条第１４号及び同法施行令第３６条第１項第３号ホに係る付議議案（同法第３４条の２及び第４２条による協議議案を含む。）について審議をする場合

二　都市計画法第５０条第１項に規定する審査請求について審議をする場合（同条第３項の口頭審理を除く。）

三　予備審査、運営に関する審議をする場合